

## 1. 補助金支出一覧(令和8年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	8年度算定	7年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
1	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	市指定文化財保存修理 事業費補助金	市指定文化財所有者	24,500,000	7,530,000	条例の策定により、指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助する。	H12	R8
2	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	国指定文化財管理費補助金	国指定文化財所有者	830,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費事業費の1/4以内を補助する。	S55	R8
3	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和センター運営費補助金	公益財団法人 大阪国際平和センター	65,409,000	68,444,000	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施。	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する。	H3	R9
4	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (学用品費等補助)	要保護・準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,192,277,000	1,050,515,000	教育基本法に規定する教育の機会均等に則り、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、経済的理由によつて就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	生活保護法に規定する要保護者、または要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している準要保護者のうち、就学が困難な児童生徒の保護者であると認定した受給者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備のための経費(1・7年生のみ)等の支給を行う(修学旅行費以外の費用は準要保護者のみが対象)	S34	R8
5	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (給食費補助)	準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,777,132,000	1,570,265,000	教育基本法に規定する教育の機会均等に則り、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、経済的理由によつて就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している準要保護者のうち、就学が困難な児童生徒の保護者であると認定した受給者に対して、学校給食費の支給を行う	S34	R8
6	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (中学校夜間学級学用品費等補助)	就学困難な本市在住中学校夜間学級生徒または生徒の保護者等	1,315,000	1,302,000	府内中学校夜間学級に在籍する大阪市居住生徒のうち、経済的理由により就学が困難な生徒または生徒の保護者等に対し、必要な補助を行うことを目的とする	生活保護法に基づく保護による被保護者の家族であるもの等のうち、就学が困難な生徒または生徒の保護者等であると決定した補助対象者に対して、学用品費等、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費等の支給を行う	S45	R8
7	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (小・中学校特別支援学級学用品費等補助)	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	147,125,000	120,650,000	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1・7年生のみ)、交流学習交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する	S46	R8	

## 1. 補助金支出一覧(令和8年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	8年度算定	7年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
8	教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	大阪市奨学費(奨学費補助金)	本市在住の高校生・中等教育学校生(後期課程)および高専生(専攻科及び別科を除く。)	9,287,000	10,348,000	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)に属する生徒を対象として、領収書等により使途確認の上、奨学費を支給する 第一学年は107千円以内、第二学年以上は72千円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする	S24	R8
9	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	児童生徒就学費補助金 (医療費援助)	要保護・準要保護家庭の児童生徒の保護者	2,410	2,489	教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第25条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾患にかかる医療費の援助を行う	S46	R8
10	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	全国中学校スポーツ大会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ大会に参加する本市立中学校生徒の保護者	4,545,000	7,176,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保証することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額については、交通費はJ R大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする 運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	H12	R10
所属計				3,222,422,410	2,836,811,489				